空港法施行規則抜粋

（権限の委任）

第21条

２　前項に規定するもののほか、法に規定する国土交通大臣の権限（成田国際空港、中部国際空港及び関西国際空港に係るものを除く。）で次に掲げるものは、地方航空局長も行うことができる。

⑹　法第39条第２項の規定による権限

３　前項第５号及び第６号に掲げる権限は、当該空港の所在地を管轄する空港事務所長も行うことができる。

第６号様式（附則第５条関係）

（表）

（略）

民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律
附則第７条第２項の規定により準用する
空港法第39条第３項の規定による検査員証

（略）

（裏）

民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律抜粋

附　則

（空港法の特例等）

第７条

２　空港法第12条、第13条、第39条及び第40条の規定は、共用空港運営権者について準用する。この場合において、同法第12条の見出し及び同条第１項から第３項までの規定中「空港供用規程」とあり、並びに同条第４項中「空港供用規程（地方管理空港に係るものを除く。）」とあるのは「民間航空専用施設供用規程」と、同条第１項第１号中「空港」とあるのは「民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律附則第２条第１項第１号に規定する民間航空専用施設（以下「民間航空専用施設」という。）」と、同項第３号中「空港」とあるのは「民間航空専用施設」と、同法第13条の見出し及び同条第２項中「着陸料等」とあり、並びに同条第１項中「着陸料等（着陸料その他の滑走路等の使用に係る料金をいう。以下同じ。）」とあるのは「民間航空専用施設の使用に係る料金」と、同条第２項第２号及び同法第40条中「当該空港」とあるのは「当該民間航空専用施設」と、同法第39条第１項及び第２項中「この法律」とあるのは「民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律附則第７条第２項において準用する第12条及び第13条の規定」と読み替えるものとする。

第11条　次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、100万円以下の罰金に処する。

⑽　附則第７条第２項において準用する空港法第39条第２項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述せず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

空港法施行規則抜粋

第17条　法に規定する国土交通大臣の権限（成田国際空港、中部国際空港及び関西国際空港に係るものを除く。）で次に掲げるものは、地方航空局長も行うことができる。

⑸　法第32条第２項の規定による権限

２　前項第４号及び第５号に掲げる権限は、当該空港の所在地を管轄する空港事務所長も行うことができる。

第６号様式（附則第５条関係）

（表）

（略）

民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律
附則第７条第２項の規定により準用する
空港法第32条第３項の規定による検査員証

（略）

（裏）

民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律抜粋

附　則

（空港法の特例等）

第７条

２　空港法第12条、第13条、第32条及び第33条の規定は、共用空港運営権者について準用する。この場合において、同法第12条の見出し及び同条第１項から第３項までの規定中「空港供用規程」とあり、並びに同条第４項中「空港供用規程（地方管理空港に係るものを除く。）」とあるのは「民間航空専用施設供用規程」と、同条第１項第１号中「空港」とあるのは「民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律附則第２条第１項第１号に規定する民間航空専用施設（以下「民間航空専用施設」という。）」と、同項第３号中「空港」とあるのは「民間航空専用施設」と、同法第13条の見出し及び同条第２項中「着陸料等」とあり、並びに同条第１項中「着陸料等（着陸料その他の滑走路等の使用に係る料金をいう。以下同じ。）」とあるのは「民間航空専用施設の使用に係る料金」と、同条第２項第２号及び同法第33条中「当該空港」とあるのは「当該民間航空専用施設」と、同法第32条第１項及び第２項中「この法律」とあるのは「民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律附則第７条第２項において準用する第12条及び第13条の規定」と読み替えるものとする。

第11条　次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、100万円以下の罰金に処する。

⑽　附則第７条第２項において準用する空港法第32条第２項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述せず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。